

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行うので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定により公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱い
- ・最低制限価格（算定式は令和5年8月7日付け「建設工事に係る最低制限価格について」による）

令和8年9月17日

島根県警察本部長 高石 将也

記

1 担当部局

島根県警察本部（警務部会計課管財第一係）
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
T E L 0852-26-0110（代）
F A X 0852-28-7111

2 入札に付する事項

本工事は電子入札の対象案件である。

工 事 名	大型標識工事及び道路標識設置工事 (工事番号 6－6) (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	大型標識工事及び道路標識設置工事 ・ 大型標識の撤去 ・ 道路標識の設置
工事場所	松江・出雲・隠岐の島警察署管内 松江市上乃木10丁目 4 番 2 号ほか12箇 所		
完成期日	令和 9 年 2 月 26 日		
予定価格	9, 0 6 4, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)		
最低制限価格	設定します。		
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 中間前金払 契約金額の100分の20以内 部分払 1 回以内 ※落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。（契約後の変更は不可）		
入札保証金	免除する。		
契約保証金	契約金額の100分の10以上 ※ただし、当該請負契約についての公共工事履行保証証券の提出又は履行保証保険に係る証券の提出があった場合は免除する。		

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和7・8年度島根県建設業有資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件をすべて満足すること。

入札参加資格 業種	とび・土工・コンクリート工 事	客観(総合) 点数 (又は格付)	とび・土工・コンクリート工事の 客観(総合)点数 500点以上

許 可 業 種	とび・土工工事業	許可区分	指定なし
営業所所在地	建設業法に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。		
工事实績等 (複数項目可)	ア 公共事業において、元請又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成23年度以降に国（公団の後継会社、公社を含む）、<u>島根県（公社を含む）</u>又は島根県の市町村の発注工事１契約で250万円以上の完成した道路標識設置工事（基礎を含む）の施工実績があること。ただし、当該実績が島根県（総務部、農林水産部、土木部、以下「島根県」という。）発注の工事に係る実績である場合には、成績評定点が65点未満の場合は実績として認めない。 イ 島根県が発注した工事のうち、令和６年度及び令和７年度に完成した工事の施工実績がある場合のみ、各年度の全工事成績の平均点が連続して65点未満でないこと。 ウ 令和７年度及び令和８年度の入札公告前日までに完成した島根県発注の工事又は令和７年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事等で低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が70点以上であること。（共同企業体の構成員（ただし、出資比率20%以上）として工事成績評定を通知された者を含む）		
配置技術者 (複数項目可)	次の基準を満たす主任技術者１名を当該工事で配置できること。 ア 主任技術者は、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者とし、契約日時点において配置できる技術者とする。 (1) イ又はロに該当する場合 実務の経験を有する者の証明書は、建設業許可申請に添付する実務経験証明書に準じて作成し、配置技術者届に添付すること。 (2) ハに該当する場合 １級土木施工管理技士などの資格者証の写しを配置技術者届に添付すること。 また、免状交付後の実務経験が必要な資格については、資格者証の写し及び建設業許可申請に添付する実務経験証明書に準じて作成した証明書を配置技術者届に添付すること。 イ 配置する技術者は、本件工事の開札の日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。 ウ 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（３人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。 なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。 エ 競争参加資格確認申請書を提出する時において専任で配置する必要のある他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り資格確認のための資料等を提出することができる。 なお、虚偽の資料等を提出した場合は、指名停止措置の対象となる場合がある。 ① 契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資材等の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）までに、確実に現場の主任技術者等として配置可能である場合 ② 現在従事中の工事がある場合コリンズ（コリンズ登録がない場合は、発注者に提出した従事中工事の工程表）等の確認資料を提出すること。 オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として届け出することは可能であるが、先に開札を実施した配置技術者の専任配置が必要な工事で落札者として決定された場合、その後に開札が行われた入札は無効として取り扱う。 なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。 カ 競争参加資格確認申請書提出期限後、病休、死亡、出産、育児又は退職等の真にやむを得ない場合（以下「真にやむを得ない場合」という。）により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。		

そ の 他	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 島根県における県税の滞納がない者であること。 ウ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。 エ 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係等がないこと。 【資本関係】 - 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ①親会社と子会社の関係にある場合 ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 【人的関係】 - 以下のいずれかに該当する場合。ただし、①の場合については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ③一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 【その他】 - その他上記と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 なお、同一入札に参加する複数の者の関係が上記に該当する場合には、いずれの入札も無効の入札として取り扱う。 オ 島根県警察本部長が土木部長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして島根県発注工事等からの排除要請をし、当該状態が継続しているものでないこと。

4 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時00分～午後5時00分までのため、注意すること。

電子入札によりがたい者は、島根県警察建設工事等電子入札運用の手順（受注者用）第6に規定する紙入札方式参加承認願（島根県警察本部ホームページ入札情報（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_police/）に掲載）を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5 競争入札参加の手続等

(1) 提出する書類

入札参加希望者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書に競争参加資格確認資料を添付（以下「申請書等」という。）して提出しなければならない。

受付期間中に申請書等を提出しない者は、本件工事の入札に参加できない。

競争参加確認資料は原則としてPDF形式とし、ファイル名の先頭に会社名（略称可）を付記することとする。圧縮ファイルの添付は行わないこと。

なお、競争参加確認の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

申 請 書 受付期間	令和8年9月17日午前9時から令和8年10月7日午後4時まで
提出書類	1 競争参加資格確認申請書
	2 競争参加資格確認資料
	ア 工事实績確認資料 上記3の工事实績欄に掲げる工事の施工実績で、次の(1)～(3)のうち、いずれ

	かを提出すること。 なお、施工実績が島根県の発注工事で、工事成績評定の対象である場合には、工事成績評定通知書（写）を添付すること。 (1) コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る） ※ 島根県警察本部長発注の道路標識設置工事以外を実績とする場合は、具体的な工事内容（基礎及び標識の設置を含む工事が主であること）が分かる仕様書（写）等を添付すること。 (2) 請負契約書（写）及び仕様書（写）等 ※ 仕様書（写）等は、具体的な工事内容（基礎及び標識の設置を含む工事が主であること）が分かるもの。ただし、島根県警察本部長発注の道路標識設置工事を実績とする場合は、仕様書（写）等の提出を要しない。 (3) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱に規定する様式第3号の「建設工事施工実績証明書」により公共事業の発注者（国、県、市町村）が発行した証明書（写）及び仕様書（写）等 ※ 仕様書（写）等は、具体的な工事内容（基礎及び標識の設置を含む工事が主であること）が分かるものを提出すること。
	イ 配置技術者届 上記3配置技術者欄に掲げる基準を満たす者に限る。 ※ 資格証等の写しで資格が確認できる書類及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる以下のいずれかを提出すること。 (ア) 所属会社の雇用証明書 (イ) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び監理技術者資格者証 (ウ) その他上記に準ずる資料（所属会社名及び3ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの（2つの書類を提出しても可）に限る。） なお、マイナンバーカードは、雇用関係が確認できる書類に該当しない。
	ウ 業態調書
	エ 役員名簿（法務局に登録する役員の氏名、生年月日及び住所を記載した名簿）

(2) 申請書等の様式の入手方法

島根県警察本部ホームページ入札情報(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_police/)の各種様式からダウンロードすること。

(3) 確認審査は、開札後落札予定者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行い、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については、通知しない。

6 設計図書等の閲覧及び貸与

(1) 閲覧期間及び閲覧所

閲覧期間	公告日から開札日の前日午後4時までとする。
閲覧所	島根県の入札情報サービス（P P I）に掲載する。

(2) 設計図書等の貸与

ア 担当部局で直接受領する場合

事前に担当部局へ電話連絡し、貸与日時等を確認すること。

イ 郵送による貸与を希望する場合

事前に担当部局に電話連絡し、郵送希望である旨を担当者に伝えるとともに、返信先を明記し、かつ、郵送に必要な郵便切手（簡易書留郵便料金相当）を貼付した返信用封筒（簡易書留と朱書）を同封の上、担当部局まで下記の要領で送付すること。ただし、送付期限を過ぎて受理した場合は、理由の如何にかかわらず貸与しないこととし、当該返信用封筒を使用しその旨を通知する。

また、受理後速やかに郵送手続を行うが、事故等やむを得ない事由により延着した場合のほか、いかなる場合も島根県は一切の責任を負わない。

送付期限	令和8年9月28日（必着）
郵便料金	490円（簡易書留郵便料金相当額）

封筒サイズ	角 2 型以上（A 4 版が入るサイズ）とする。
-------	--------------------------

- ウ 設計図書等の返納及び複写等の禁止
貸与した設計図書等は、複写、複製及び転貸を禁止する。
なお、貸与した設計図書は、入札執行日まで返納すること。

7 設計図書等に関する質問

設計図書に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

提出期限	令和 8 年 9 月 29 日 午後 5 時（必着）
回 答	入札情報サービス（P P I）に掲載する。

8 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書等提出期間

提出期間	令和 8 年 10 月 6 日 午前 9 時から令和 8 年 10 月 7 日 午後 4 時まで
添付書類	工事費内訳書 原則 P D F 形式とし、ファイル名の先頭に会社名（略称可）を付記すること。 圧縮ファイルの添付は行わないこと。

一度提出された入札書等の差替え、引替え又は撤回は認めない。

(2) 入札の執行

当該工事の入札は、会計規則その他の法令に基づき執行する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の辞退

(1) 入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する者は、その具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに直接持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できなくなった場合に限り、辞退を認める。

その際には速やかに連絡すること。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 同一人が同一事項について 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 入札公告で求める必要な競争参加資格確認資料を添付しない者、又は判読できない競争参加資格確認資料を添付した者がした入札

(3) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(4) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札

ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの

イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの

ウ 端数調整を行っているもの（ただし、単価若しくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）

エ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの

オ 値引き表示のあるもの

カ タテヨコ計算に違算があるもの（法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。）

キ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）のもの

(5) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札

- (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 虚偽の申請書等を提出した入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札
- (9) 紙入札の場合は次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札
 - ア 金額の記入がない入札書
 - イ 金額を訂正した入札書
 - ウ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
 - エ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - カ 入札者の押印のない工事費内訳書

11 失格について

次の者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格の入札をした者
- (2) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

12 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は、電子調達システムにより競争参加者全員に通知すると共に、落札結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

開札日時	令和8年10月8日 午前10時
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

13 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者について、提出された競争参加資格確認資料を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。

同じ最低価格をもって入札した者が二人以上ある場合は、くじ（電子くじを含む。）により順位を決定し上位の者から競争参加資格確認資料を審査する。

落札者の決定は、原則として、開札日の翌日から起算して4日以内（休日を除く。）に行い、落札者に通知するとともにその結果を入札情報サービス（P P I）で公表する。

14 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程に基づき入札結果等に関する書類を閲覧に供するとともに入札情報サービス（P P I）に掲載する。

入札結果等を閲覧に供するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

15 競争参加資格がないと認めた者による説明要請

競争参加資格がないと認めた者に対しては、競争参加資格審査結果通知書によりその旨を通知する。

当該通知を受けた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、競争参加資格審査結果通知書を受け取った日の翌日から7日以内（休日を除く。）に、競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（以下「説明要請書」という。）を担当部局へ持参又は郵送（必着）しなければならない。

当該説明要請書に対する回答は、書面が提出された日の翌日から7日以内（休日を除く。）に、書面により回答する。

16 再説明要請

15の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について」（平成13年12月7日管発第396号）の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から7日以内（休日を除く。）に、書面により、島根県知事に対して、苦情の申立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該苦情申立ては、入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】島根県土木部土木総務課建設産業対策室

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

T E L 0852-22-5185

17 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札決定通知後、7日以内に契約を締結すること。
- (3) 本件工事の受注者は、全ての下請契約（二次下請以降も含む）において、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を下請契約の相手方としてはならない。
- (4) 受注者が(3)に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置を行う。ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に加入し、発注者が加入を確認した場合はこの限りではない。
- (5) 請負代金内訳書（工事費内訳書）への法定福利費の明示の取り組み（令和2年8月18日付土総第349号「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」）に基づき、工事費内訳書へ法定福利費の明示を行う場合は、下記の事項に留意すること。

～工事費内訳書への記載上の注意事項～

- ・工事費内訳書への法定福利費の明示がなくとも入札無効とはならない。
- ・受注者の積算した法定福利費は、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、若しくは欄外に記載すること。（行挿入により、その他の項目を追記すると工事費内訳書無効の事由に該当するので注意すること。）
- ・工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意すること。

【上記取扱いの詳細】

「島根県発注工事における社会保険加入促進対策について」

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido_doboku/

- (6) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 郵便等の送付による入札は禁止する。
- (8) 入札書等の作成、提出等に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (9) 設計図書等（設計図、現場説明書）及び配置技術者届は、島根県ホームページの島根県電子調達共同利用システムポータルサイトの入札情報サービス（P P I）（<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>）からダウンロードすること。
なお、暗証番号で保護された設計図等を閲覧する場合は、設計図書閲覧申請書によりFAXで閲覧申請すること。
- (10) 最低制限価格については、島根県警察本部ホームページ入札情報「最低制限価格」（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_police/）を確認すること。
- (11) 入札様式等（業態調書、配置技術者届、質疑応答書等）は、島根県警察本部ホームページ入札情報「各種様式」（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_police/）からダウンロードすること。
- (12) その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。